

**令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業
業務委託に係る仕様書**

1 委託事業名

令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業業務

2 事業目的

- ・文化芸術の体験は、旅行消費に高付加価値を与え、観光滞在時間の延長や宿泊客の増加への寄与が期待される。
- ・国内観光においては3世代での家族旅行なども増えており、教育旅行への意識も高いことから、子連れや子どもを意識した体験コンテンツの用意は観光消費拡大において重要なポイントの一つである。
- ・観光消費を継続的に増加させていくために、新規の観光客を増加させるとともに、何度も足を運んでもらえるコンテンツの開発及び音楽事業を通じた県内の文化芸術の振興を目的とする。

3 事業内容

上記2の事業目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

(1) 観光×文化芸術振興プログラム

- ・文化ホール、美術館、歴史文化施設、観光施設等の魅力を高め観光活用を進めるため、各施設等のニーズ等を聴き取り、本県ならではの文化芸術体験（音楽プログラム）を企画する。
- ・文化芸術体験は、食文化や歴史など周辺観光とセットで楽しめるメニューとして試行的に実施する。

(2) 文化芸術プログラム（音楽プログラム）の開発

- ・子どもをはじめとしたファミリー層をターゲットに、アーティストと参加者が、対話や協働を通じて、地域の文化への理解を深め、楽しみながら互いに影響を与え合う双方向性を重視したプログラムを開発する。

(3) 外部評価の実施

- ・上記(1)及び(2)で実施するプログラム等について、評価委員会の設置や参加者アンケートの実施等による振り返りを行い、その結果をとりまとめる。

4 実施団体

- ・本事業は、文化芸術団体、プロオーケストラ楽団、その他の多様な団体及び企業等を含む3団体以上の構成員から成る実行委員会等を対象とする（法人格の有無は問わない。）。なお、構成員の中に、プロオーケストラ楽団を必ず含むものとする。
- ・観光客を含む多様な人々と文化芸術との接点を創出し、県域での計画的な事業を展開できる推進体制が確保できる団体であること。
- ・自主財源を確保し、本事業の将来的な発展が見込まれる事業計画が立案できること。
- ・採択は1団体とする。

5 その他留意点

受託者は、委託業務の実施にあたり、以下の内容に留意すること。

(1) 受注者の義務

- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、意図及び目的を十分に理解した上、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、正確かつ効率的に行うこと。

(2) 業務指示

- ・受託者は、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従い、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。

(3) 成果物の帰属等

- ・本業務で履行した内容は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。
- ・成果物に係る著作権は、発注者に帰属することとし、受注者はこれを公表してはならない。ただし、事前に発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(4) 契約金に含まれる経費

- ・当該業務の遂行に必要な諸経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 参加料の徴収

- ・各プログラムの実施にあたっては、事業内容の充実を目的とし、学校を除く一般参加者からは参加料金を徴収しても良いものとし、上記3(1)及び(2)の事業に充当することを可能とする。なお、その場合は、収支予算書(様式4)に明記すること。事業に充当しない場合は、委託費と相殺するものとする。

(6) 機密の保持

- ・受託者は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。